

平成29年3月31日

都道府県指定管理鳥獣捕獲等事業担当課長 殿

環境省自然環境局  
野生生物課鳥獣保護管理室

### 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間等に関する取り扱いについて

鳥獣行政の推進につきましては、平素よりご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本指針においては、地方分権改革の提案を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事項として、「指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間は、原則として1年以内とする。ただし、実施期間については対象鳥獣の生態や地域の実情等に応じて適切な期間を設置し、必要に応じて年度をまたぐことや1年を超えることも想定される。」と平成28年10月に告示するとともに、平成28年12月20日に閣議決定された「地方からの提案等に関する対応方針」において、年度をまたぐ計画や1年を一定程度超える計画が策定可能であることを、より具体的な例示を含めて都道府県に通知することとされたところです。

つきましては、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間の取り扱いについて、下記のとおり通知しますので、業務の参考としていただきますようお願いいたします。

なお、効果的・効率的な捕獲を行うため、下記以外にも鳥獣の生態や地域の実情等により、年度をまたぐ又は1年を超える計画が策定できる場合があると考えますので、その際は、環境省野生生物課鳥獣保護管理室にご相談いただくようお願いいたします。

また、年度をまたぐ又は1年を超える計画の策定により、指定管理鳥獣捕獲等事業の評価報告書を提出期限内に提出でない場合の取り扱いについても下記のとおりとしますので、ご留意願います。

### 記

#### 1 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間の取り扱いについて

##### (1) 年度をまたぐ計画の例示について

ニホンジカについて、個体数の増加を抑え込む効果のある妊娠期間の11月から翌年の5月頃までを捕獲期間として設定し、効果的・効率的な個体数管理を進める場合。

##### (2) 1年を一定程度超える計画の例示について

ニホンジカの生息域の拡大と生息数が急増していることから、さらなる広域的で効果的・効率的な個体群管理を行う必要があるため、従来捕獲があまり実施されていない地域において捕獲前の事前調査を4月以降に一定期間実施し、捕獲については、夏場はわな猟により実施し、落葉等により鳥獣の確認がしやすく、個体数の増加を抑え

込む効果のある妊娠期間の 11 月から翌年の 5 月頃までをわな猟と銃猟の両方で実施する。また、経年的な事業効果の測定に必要な糞粒調査や下層植生の調査を翌年の 6 月頃に実施する。以上の業務と併せて 4 月から翌年の 6 月まで業務を実施する場合。

## 2 指定管理鳥獣捕獲等事業の評価報告書の提出の取り扱いについて

指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業を実施した場合は、事業実施要綱の 7 の (1) に定める期限（事業実施の翌年度の 6 月 30 日）までに評価報告書を提出することとなっています。

については、年度をまたぐ計画や 1 年を一定程度超える計画を策定したことにより、事業評価報告書が提出期限までに提出できない場合は、事業実施要綱の 7 の (1) に定めるとおり、その理由及び提出予定時期等を書面にて報告するようにお願いします。

また、環境省が作成した「指定管理鳥獣捕獲等事業の評価のためのマニュアル」における基本評価シートの「1. 事業の基本情報」及び「2. 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施概要」について、提出期限又は事業終了後の早い段階で提出するとともに、次年度の実施計画に反映可能な時期までに事業実施内容の評価、検証を行い、基本評価シートの「3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の評価」、「4. 必須となる記録項目」等を含めて評価報告書を作成の上、速やかに提出するようにお願いします。